

ID: 4

担当部署: 総務部総務課

処分の概要	物件の撤去命令		
例 規 名 根 拠 条 項	西東京市庁舎管理規則 第9条第1項		
例 規 番 号	平成13年規則第11号		
【根拠条文】 (物件の撤去) 第9条 庁舎管理者及び室内管理者は、この規則又はこれに基づく命令に違反して持ち込まれた物件の撤去を命ずることができる。 2 庁舎管理者及び室内管理者は、前項の物件の所有者若しくは占有者がその物件を撤去しないとき、又は物件を持ち込んだ者が判明しないときは、自らこれを撤去することができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	最 終 変 更 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日